

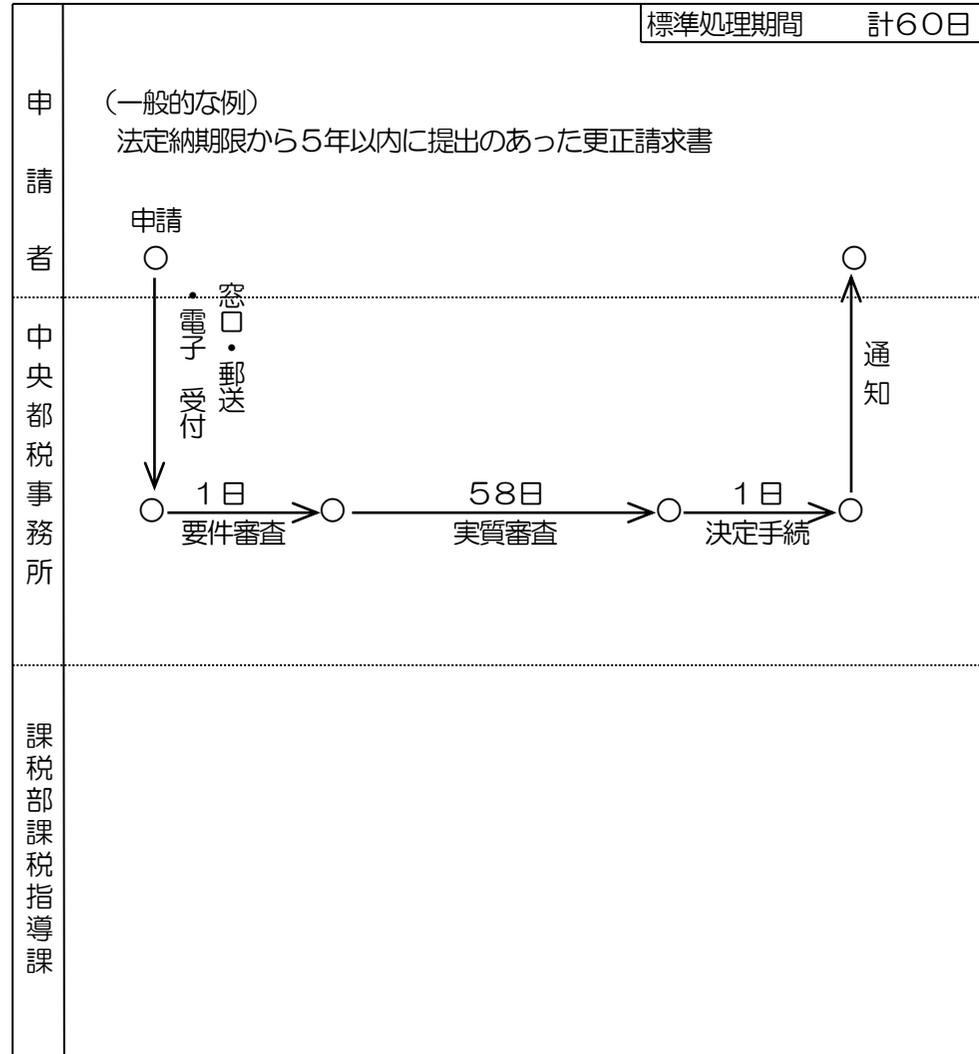
事務処理フロー図

事務名 更正請求事務(都民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税、軽油引取税)

作成部署 主税局課税部課税指導課個人事業税班 電話 5388-2956

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	要件審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	源泉所得税の還付状況や添付書類の内容を確認し、申請書のとおり更正できるかどうかを審査します。 審査後、電算入力処理を行います。
3	決定手続	更正できるかどうかの決定を都税事務所長が行います。
4	通知	申請者に対して文書で通知します。
5		
6		
7		
8		
9		
10		